## 財務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

財務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)											
管理	E区分 提案事項	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果	根拠法令等	制度の所管・関係府省	i 団体名	その他	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
番号 区分	分野	(事項名)	VOO BEANTAIL 19.	**************************************	(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	INDEX 17 4		E Pri	(特記事項)	団体名	支障事例
18 日 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	に基づく税務署の調	要となるため、国民健康保険料についても地方税と同様に市町村か税務署に対して、地方税法第20条の11に基づき資料の閲覧又は提供その他の協力を求めた場合において、協力に応じるものとする通知等をするよう求める。	国民健康保険料の滞納処分に関しての調査のため、地方税法第20条の11により、税務署に対して、関係書類の閲覧協力を求めると、国民健康保険料が「国と地方団体との税務行政運営上の協力についての了解事項(平成9年3月21日)(国税庁長官・自治事務次官)の対象とされていないことを理由に、税務署から協力を主まれた事例がある、地方税法第20条の11の協力要請に応じるか否かは税務署が行政目的を阻害するおそれがあるかどうかについて案件ごとに判断すべきであって、国民健康保険料が「国と地方団体との税務行政運営上の協力についての了解事項」の対象とされていないことをもって、協力に応じないことは適当とはいえない。税務署の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。	情報を求めた場合には協力に応じるよう通知等されれば、税務署から十分 かつ円滑な協力が得られることになり、国民健康保険料の滞納整理がより円 滑に遂行することができる。	条の2	労働省	松戸市		戸市、鳥取県、 玉野市、高松	○本市においては、同様の支障事例はないが、今後同様の事例が生じた場合には、提案市と同じく、徴収事務に支障がでるため。また、税務署ではないが、他の自治体の税部門へ照会した際にも、公課(国民健康保険料)であることを理由に協力要請を拒否されたことがあり、必要な情報が収集できず、滞納整理事務への支障が生じる事例があった。 ○国民健康保険料の滞納処分に関しての調査のため、国税徴収法第146条の2により、他市に対して、当該調査に関し参考となる・金帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供を求めたところ、地方税法第22条を理由として、本人の同意書がなければ協力を拒まれた事例がある。他市の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の微収業務に支障が生じている。 ○国民健康保険料に係る滞納処分についても、その法的根拠は国民健康保険税と同様、地方税法に準じているところであり、また、安定的な国民健康保険制度の運営に向けては、確実な保険料(税)の収納が必要不可欠なことから、滞納整理の円滑な遂行のために、保険料と保険税による区別なく、税務署においては協力に応じていただきたく、その一助として国から通知等を発出することは必要であると認識している。 ○本市においても、税務署の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。
59 B 地方に対する 規制緩和	産業振興	からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正	委任又は法改正による暴力団排 除条項の追加を行うこと。	近年、集力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国中央会が定める定款参考例へ暴力団排除の条文が加わったところである(平成27年)。しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が置かれておらず、認可庁としては裏力団と関わりのある組合の設可を拒否したいが、法律上での明確な根拠がないために行えない状況である。【改正の必要性】 反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策開僚会議の「世界一安全な日本」創造戦略」においても、「各種・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。ついては、他注集(省金業法や水産業協同組合法とどと同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。		法	警察庁、金融庁、財務 省、厚生労働省、農林 水産省、経済産業省、 国土交通省、環境省	賀市府県県県県城東、大兵和副徳関合		良県、愛媛県、熊本市、大分県	○今後支障事例が生じる可能性は高いこと、また、暴力団排除が社会全体の課題であることや資金業法など類似法令との整合性から改正が必要である。 ○反社会的勢力排除を徹底する上で、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定の追加は必要不可欠であると考えられる。 ○本県においても、他県と同様、仮に暴力団関係者から組合設立の認可申請があった場合、認可を拒否する法令上の明確な根拠がないとから、法改正の必要性があると考える。 ○認可の根拠法である中小企業等協同組合法において、明確な排除規定がないことから、法に基づいて暴力団と関わりのある組合の認可を拒否することは、難しいと考える。 暴力団排除条例の制定等により、県レベルの施策として暴力団の排除が全国的に進む中、組合等団体における企業倫理を遵守する意味でも、法において排除規定を定めることに賛同する。
B 地方に対する   規制緩和	その他	住民票の写し等の交付に係る請求者の規 定の明確化	票の発行について、別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求 についての規定の明確化を求める。	死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血族などが死亡者の生命 保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死 亡者の適力か一下及びマイナンバーカードが見当たらないと、マイナンバー入り の住民票を請求しないと同ナンバーを知り得ることができない。しかしながら、 現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯 ではない直系血族の請求については規定がない。	うことにより、地方公共団体間における事務処理の差が解消される。 また、保険会社へ通知の発出等を行うことで、住民及び保険会社の負担が 解消され、公益に資するものとなる。	条及び第12条の3。住	委員会、金融庁、総務 省、財務省	郡山市		市の一大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	○死亡後の手続き全般についてマイナンバーの取り扱いの周知を行い、必要性を精査してきる限り最小限に抑えていただきたい。 ○保険会社の手続き等で亡くなった方のマイナンバーについての問合せがあるが、死亡者が単独世帯の場合、通知カードやマイナンバーカードの所在が分からないケースが多ては、個人番号入りの住民果生案内できないため対応に苦慮している。現行の制度においては、同一世帯の請求については規定があるものの、同一世帯ではない直系血族の請求については規定が無いため、取り扱いについて明確化してほしい。 ○保険会社や税務署、労働基準局等に提出するのに死亡者の住民票、単身者)にマイナンバー入りを求められることがあり、総務省の事務連絡の個人番号制度関係質疑応答集により交付できないと断っているが、納得されない方も少ななない。 ○現成在、本市でも、死亡者に関しては同一世帯以外の申請者にマイナンバー入りを求められることがあり、総務省の事務連絡の個人番号制度関係質疑応答集により交付できないと断っているが、納得されない方も少ななない。 ○現在、本市でも、死亡者に関しては同一世帯以外の申請者にマイナンバー利用事務・マイナンバーの関係事務の実施者向けに死亡者に関するマイナンバーの取扱のルールを定め、周知することは必要と思われる。 ○当市においてもマイナンバー入り住民票交付事務を行うに当たり、提案団体が示す支障事例、「死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血族などが死亡者の生命保険会社などの手続きにおいて、死亡者のイナンバーが必要になった際、死亡者の通知・下及びマイナンバーカートが見当たらないと、マイナンバー入りの住民票を請求については規定があるが、同一世帯ではない追求血族の光をでは、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない虚系血族の世帯力からの請求については規定があるが、同一世帯ではないまか、市で対の情報を表したいる。そのため、「死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血族の世帯の時求者への説明に時間を要するケースもあり、保険会社への通り知の発出は必要だと考える。 ○別世帯の請求者への説明に時間を要するケースもあり、保険会社への通知の発出は必要だと考える。 ○別世帯の請求者への説明に時間を要するケースもあり、保険関に周知するよう、全国連合戸籍住民基本台帳事務の間を要するケースもあり、保険と社での関係機関に周知するよう、全国連合戸籍住民基本の帳事が協議会を通じて総務省に要望しているところである。 ○同様のケースが本市においてもあることから、住基法第12条の3第1項第1号の「自しの権利を確認するから」といては、別世帯であったものがいない場響によりでいて、別世帯であったものがいない場響によりでいて、別世帯であったものがいない場所であるという説解のでもある者については、別世帯であったものがいない場では関係している。

提案区分									くらか中回相参四は11代と禁口は始まくこともも 土陰市(2/ナシャの)ン		
管理	<b>案区分</b>	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	1 団体名	その他 (特記事項)		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
区分	分野									団体名	支障事例
170 B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	看護小規模シ機能型事業所についた。 事業所については、 財間地権を利用した 未利用国 は付対象化	と看護小規模多機能型事業所) を、定期借地權を利用した未利用 国有地の減額貸付の対象とする こと。	平成27年に取りまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」を受けて、都市部の未利用国有地で定期借地権を利用して介護施助等を整備する場合に、貸付料が50%減額(10年間)されることとなった。減額貸付の対象施設は、定期借地権設定のための一時金の支援事業(区療介護提供体制改革推定分金、地域医療対策支援臨時特例交付金の運営について」(平成26年9月12日付厚生労働省医政発0912第5号・老発0912第1号・保発の12第2号、別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営委領」別記1-202-(3)に規定する事業にいるのが表した。 といる。 「放射を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を		第3条・社会福祉法第2条・社会福祉法第2条・平成27年12月21日付財理第4997号「介護施設整備に係る国有地の有効活用について」	† <u>6</u>	都市府市県県県域連市大神和島徳関西合大神和島徳関西合	一億総活躍社会の実現	米沢市、練馬 区、川崎市、田 原市	○平成23年度に当団体内未利用国有地の活用について検討した際。看護小規模多機 能型居宅介護が支援事業の対象外であった事が理由で、活用を断念した。看護小規模 多機能型居宅介護は、当団体の第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画におい ても整備を進める方針であり、国有地の活用も含め検討していくことから、貸付料減額の 仕組みは必要であると思料する。
297 日 地方に対する規制緩和	医療·福祉	性特定疾病医療費助 成制度の事務処理に	で、指定難病及び小児慢性特定 疾病医療費助成制度の事務にお ける「所得区分」を収集可能として	所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者も郵益によるやり取りをしなければならない。 書類送付による事務が類様であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの 返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。	送代も削減されるなど、行政の効率化・財政改善が図られる。また、医療受給者証の発行が早まることで、患者もより早(医療費助成を受けることができ、これまでのように償還払いこよる払い戻しの手続きが不要になったり、償還払いこよる額を減らすことが可能となるなど、患者や家族の利便性の向上につながる。	則第98条の2 ・国民健康保険法施行 規則第27条の12の2	務省、財務省、文部科 京学省、厚生労働省	相模原市		県、川崎市、新 潟市、石川、石川、石川、石川、石川、石川、石川、石川、市、中口、田川、田川、田川、田川、田川、田川、田川、田川、田川、田川、田川、田川、田川、	○本県においても、医療受給者証に「所得区分」を記載することは、保険者への照会を始め、大きな負担となっている。事務手続の負担に比較し、公費負担の縮減効果が不明確であるため、まずは「所得区分」の記載の廃止を検討願いたい。明確な効果が期待でき、「所得区分」の記載を継続する場合は、マイナンバーによる情報連携で、「所得区分」を収集可能としていただきたい。 ○本市では、年に約60回、郵送でのやりとりが生じている。特に、各国民健康保険組合においては、返送まで1か月もかかることが多いため、受給者証免行に適度の時間を要している。 ○保険者への所得区分の照会では、郵送による書類送付のための手間及び郵送代がかかる他、回答まで一定期間が必要なため、受給者証の発行まで時間を要している。 所得区分をマイナンバーによる情報連携の項目とすることで上記の支障は解消される。 ○本市においても、申書類は揃っているにも関わらず、保険者への所得区分配会を行うために医療受給者証の交付が遅れる場合がある。 (場会に係る書類送付についても、照会先やタイミングが異なる他、保険者や課税な況によっては所得課税証明が必要となるため、事務が煩雑である。人保険者の同待区分開会への回答の事務と年度ごとに所得区分が変更となった方の報告の手間が省付る。 ○書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証免すでに時間を要している。 ○の所得区分は、医療受給者正と必ずの記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と郵送によるやり取りをしなければならない。書類送付による事務が頻雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者がらの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している・○の所得区分は、医療受給者証と送付することができず、医療受給者証免行までに時間を要しているのの現とが、所得区分(適用区分)は保険者に郵送で確認しているが、、保険者が自定とするよどができず、医療受給者証をはり、事務の簡素化、適正処理につながる。しかしながら、所得区分(適用区分)の部域を必須とする本制度の根本的な見直し、廃止については、従来から要望しているもの、の現を分の記載は、保険者と書類によるやり取りとしており、手間と時間がかかっていることから、マイナンバーによる情報連携が可能となれば、大幅な楽務改善が見込まれる。 ○同時区分の記載は、保険者と書間によるいり取りとしており、手間と時間がかかっていることから、マイナンバーによる情報連携が収集可能となれば、手間と時間がかかっていることから、マイナンバーによる情報連携が収集可能となれば事務処理の簡素化に繋がる。
304 B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く	おける要件緩和	での活用にあたり、利益を得る行 為が制限されていることから、 PPP等官民連携による当該行為	国有地の無償貸付による自治体での活用を検討するにあたり、国有財産法に おいて利益を得る行為が制限されている。 このため、現行の規定で利用計画の検討を行った場合、維持管理経費程度の 収益は認められるようではあるが、それ以外の収益(例えば初期投資相当額な ど)が困難となることから、官民連携事業の推進に支障を来たす可能性が高 い。	計画策定の検討を進めることができる。	国有財産法第22条第 1項及び第2項	財務省	指定都市市		ひたちなか市、 松戸市、北九州 市	○現在国有地の無償貸付を受けている都市公園において、区画整理事業と一体となった再整備を計画中。現在の国有地無償貸付契約においては、市や市三者が営利を目的とする公園施設を設置することは認められていない。一方で、都市公園法において第三者に公園施設を設置することが認められている他、平成29年の同法の改正により、収益を公園施設の整備に還元することを条件に民間事業者が公園内に収益施設を設置することができる制度が創設されたところ。本市では、都市公園法により認められている諸制度を活用し、民間事業者と連携して公園再整備を行うことを検討しているが、貸付元の財务事務所に確認したところ、営利目的の施設を設置する場合は通道により有償貸付になる旨の回答があった。より魅力的な公園へと効果的に再整備するためには民間事業者との連携が不可欠であるが、国有財産法の規定により民間事業者との連携が妨げられてしまうと公園のみならず周辺地域のまちづくりに与える影響も大きいため、官民連携による利益を得る行為が可能となるよう制度改正を求める。へ本市においても、市内の国有地について国と管理及託契約を結び、各種イベントや駐車場、スポーツ等で利用している土地があるが、利益を得ではならない規定となっていることから、利用料収入が維持管理費用を超えない範囲でのみ貸出や活用を行っている状況である。このため、現在の契約下においては、利用料収入の大幅増に結び付く更なる活用を図ることが難しい状況となっている。